

建設産業従事者の資格取得を応援します！

えびの市建設産業技術者等資格取得支援事業



対 象 者

① えびの市内に本店がある

- ・建設業者（建設業許可を有すること）
- ・建設関係業者（国・県への登録があること）

② ①に所属する常勤の事業主、役員及び従業員

対 象 経 費

資格を取得するために補助対象者が負担する受験料等の経費
 ※宿泊費、食糧費、旅費、口座振込手数料等は対象外です。
 ※講座受講料については、受講に必須の教材費も対象となります。
 ただし、受験又は講習のために受講したものに限りです。

対 象 期 間

- ①令和8年4月1日から令和9年1月末日までに受験した資格試験の受験手数料
 又は同期間に修了した登録基幹技能者の講習受講料（可否は不問）
 ②令和7年4月1日から令和9年2月末日までに受講した講座受講料

対象となる資格

- 1.施工管理技士 2.建築士 3.技術士 4.電気工事士 5.電気主任技術者
 6.電気通信主任技術者 7.給水装置工事主任技術者 8.消防設備士 9.技能士
 10.登録基幹技能者 11.測量士・測量士補 12.不動産鑑定士
 13.土地家屋調査士 14.シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）
 15.コンクリート診断士 16.その他
 ※ここに記載のない資格等については下記へ直接お問い合わせください。

補 助 額

補助対象額の1／2以内（1人当たり上限5万円）

対象者の限度

1事業者当たり1名（女性を含む場合は2名まで）

申請書受付期間

令和8年7月1日から令和9年1月末日まで

提 出 方 法

えびの市役所 財政課 入札・契約係窓口へ持参
 ※申請内容について、説明できる方が持参してください。

受 付 時 間

平日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで
 ※ただし、毎週木曜日は入札があるため、担当者が不在になる場合がありますので
 事前に電話等で確認してお越しく下さい。

補助金申請に当たっての条件

- ①同一の受験・受講に関し他の補助金、助成金及び給付金等を受給しないこと。
 ②資格試験を受験（登録基幹技能者の場合は講習受講）することが必須（可否は不問）
 であり、講座受講のみは補助対象となりません。
 ③補助金の交付は、計画申請受付順とし、申請が予算額を上回った時点で、受付を終了
 する場合があります。

お問い合わせ先

えびの市役所 財政課 入札・契約係 ☎0984-35-3716（財政課直通）

